



県 章

三重県公報

令和7年5月9日（金）

第 615 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
351	地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携・交通総務課)	3
352	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	3
353	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	3
354	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(水産資源管理課)	4
355	同伴	(同)	4
356	同伴	(同)	4
357	同伴	(同)	5
358	同伴	(同)	5
359	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
360	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
361	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	7
362	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(斎宮歴史博物館)	7
363	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(教育委員会)	7
364	同伴	(同)	8
選 管 告 示			
20	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	8
21	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	10
22	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	10
23	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	(同)	10
24	参議院選挙区選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数	(同)	11
25	第27回参議院選挙区選出議員選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送局	(同)	11
公 告			
	令和7年度登録販売者試験の実施	(薬務課)	11
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	12
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	12
	土地改良区の定款変更の許可	(同)	13
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	13
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	13
人 事 委 公 告			
	令和7年度三重県職員採用候補者A試験の実施	(人事委員会)	13
	令和7年度三重県職員採用候補者B試験の実施	(同)	15
選 管 公 告			
	参議院選挙区選出議員選挙の立候補予定者に対する説明会の開催	(選挙管理委員会)	16

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨	(技 術 管 理 課)	16
落札者を決定した旨	(教 育 委 員 会)	22
同件	(同)	22
同件	(同)	22
一般競争入札を行う旨	(警 察 本 部)	22

告 示

三重県告示第 351 号

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表に次のように加える。

3	トラック運送事業者人材確保等支援補助金	トラック運送事業者による多様な人材の確保及び育成のための取組を支援することにより、安定した物流の維持・確保を図る。	別に定める人材確保及び育成事業に要する経費	別に定める。	トラック運送事業者
---	---------------------	---	-----------------------	--------	-----------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 352 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名	担当する障害分野
市立四日市病院	四日市市芝田 2-2-37	雄山 隆弘	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
アクアクリニック伊賀	伊賀市上野丸之内 10-8	藤森 聡	肢体不自由
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	中邑 信一郎	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749 番地 37	孫田 みゆき	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
四日市消化器病センター	四日市市下海老町高松 185 番 3	檜森 亮吾	じん臓機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
松阪市民病院	松阪市殿町 1550	坂口 直	呼吸器機能障害
紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750	植地 南月	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	堀江 将太郎	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	水元 啓太郎	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	今野 恵一郎	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	乙田 泰志	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	山下 修人	視覚障害

三重県告示第 353 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定

の辞退がありました。

令和7年5月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名
やまもと腎泌尿器科	桑名市寿町1丁目15 ラ・ポルテ桑名駅前 S-A号	山本 逸夫

三重県告示第354号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

令和7年5月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
銚子川漁業協同組合	北牟婁郡紀北町便ノ山339番地1	三重内共第15号
銚子川漁業協同組合	北牟婁郡紀北町便ノ山339番地1	三重内共第16号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和7年6月8日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月25日

三重県告示第355号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

令和7年5月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

長瀬太郎生川漁業協同組合
名張市長瀬1475番地
三重内共第7号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和7年6月8日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月25日

三重県告示第356号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

令和7年5月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

櫛田川河川漁業協同組合
多気郡多気町相可465番地の1
三重内共第9号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和7年6月8日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月25日

三重県告示第357号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

令和7年5月9日

三重県知事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

大内山川漁業協同組合
度会郡大紀町崎 2167 番地
三重内共第13号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和7年6月8日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月25日

三重県告示第358号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

令和7年5月9日

三重県知事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

宮川漁業協同組合
伊勢市佐八町 1720 番地 4
三重内共第11号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和7年6月8日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月25日

三重県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和7年5月9日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の期日
-----	------	---------------	------------	---------

いなべ市員弁町大泉新田字野畑 1440 番地先から いなべ市大安町高柳字馬置 1890 番地先まで	旧	10.5～29.0	3283.5	令和7年5月9日
	旧新	12.0～56.5	3204.8	

第2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 421 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の期日
員弁郡東員町大字鳥取字奥沢 1666 番 2 地先から 員弁郡東員町大字大木字散田 2774 番地先まで	旧	6.0～15.8	898.0	令和7年5月9日
	新	9.0～17.7	898.0	

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 畑毛本郷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の期日
いなべ市北勢町向平字拾六代 312 番 3 地先から いなべ市北勢町向平字四辻 290 番 18 地先まで	旧新	9.5～11.6	86.1	令和7年5月19日
	新	7.5～9.8	111.1	

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 一志美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の期日
津市一志町波瀬字須氏 7737 番 1 地先から 津市一志町波瀬字須氏 7738 番 4 地先まで	旧	4.7～13.7	84.8	令和7年5月9日
	新	8.9～19.6	84.8	

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 久居河芸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の期日
津市一身田上津部田字井ノ坪 1743 番 1 地先から 津市一身田上津部田字井ノ坪 1746 番 1 地先まで	旧	22.0～26.6	54.8	令和7年5月9日
	新	22.0～24.8	54.8	

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 八知下多気一志線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の期日
津市一志町波瀬字須氏 7740 番地先から 津市一志町波瀬字須氏 7736 番地先まで	旧	4.7～13.7	84.8	令和7年5月9日
	新	8.9～19.6	84.8	

三重県告示第 360 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和7年5月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
-------	---------------	---------

県道 畑毛本郷線	いなべ市北勢町向平字拾六代 312 番 3 地先から いなべ市北勢町向平字四辻 290 番 18 地先まで	令和 7 年 5 月 19 日
一般国道 368 号	伊賀市守田町字荒内木津川右岸堤防敷地先から 伊賀市大内字北堀池 2580 番 2 地先まで	令和 7 年 5 月 16 日

三重県告示第 361 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	四日市員弁線	いなべ市大安町高柳字馬置 1890 番地先から いなべ市員弁町大泉新田字野畑 1440 番地先まで	令和 7 年 5 月 9 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 362 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地及び指定をした日

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
株式会社 J T B	東京都品川区東品川二丁目 3 番 11 号	令和 7 年 4 月 1 日
株式会社日本旅行	東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
K N T - C T ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
名鉄観光サービス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目 14 番 19 号	令和 7 年 4 月 1 日
三重交通株式会社	三重県津市中央 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
株式会社農協観光	東京都大田区平和島 6 丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
株式会社阪急交通社	大阪府大阪市北区梅田二丁目 5 番 25 号	令和 6 年 5 月 31 日

2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

三重県斎宮歴史博物館の観覧券販売に係る使用料の収納事務

3 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 363 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、実習船しろちどり漁獲物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県伊勢市藤里町 711 番地の 1
株式会社みえかつ 取締役部長 河邊 昌人
- 2 委託期間
令和 7 年 4 月 18 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 364 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立相可高等学校の花の苗等に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県多気郡多気町丹生 1786
株式会社川原製茶
- 2 委託の期間
令和 7 年 5 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 20 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 5 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

- 1 政治団体の設立
 - (1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第 2 号）	届出年月日	備考
小島とも子後援会	山 門 真	出 口 正 人	津市桜橋二丁目 14 2	小島 智子 参議院議員	令和 7 年 3 月 21 日	
 - (2) 国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
倉田まさよし後援会	倉 田 正 義	倉 田 美代子	鳥羽市船津町 246-13	令和 7 年 3 月 10 日	
浜井はつお後援会	濱 井 初 男	積 木 洋	多気郡大台町新田 698	令和 7 年 3 月 21 日	
- 2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考

自由民主党大台支部	小 野 恵 司	会計責任者	大 西 啓太郎	尾 上 靖 彦	令和 7 年 4 月 1 日	政党
自由民主党河芸支部	小 黒 敏 克	会計責任者	下 鳥 昌 司	小 黒 敏 克	令和 7 年 4 月 1 日	政党
自由民主党芸濃支部	片 岡 正 春	会計責任者	松 田 秀 之	鈴 木 宗 男	令和 7 年 4 月 4 日	政党
自由民主党勢和支部	折 戸 信 之	会計責任者	南 明 子	高 橋 徳 夫	令和 7 年 4 月 1 日	政党
自由民主党三重県 宅建支部	後 藤 明 徳	会計責任者	井 上 隆 稔	檜 井 孝 明	令和 6 年 7 月 26 日	政党
自由民主党三重県 ときわ会支部	山 川 信 好	代表者	山 川 信 好	糸 内 武	令和 7 年 3 月 22 日	政党
立憲民主党三重県 参議院選挙区第 1 総支部	小 島 智 子	主たる 事務所の所在地	津市万町津 173	津市桜橋三丁目 446-43	令和 7 年 4 月 2 日	政党
岩澤のりよし後援 会	岩 澤 宣 之	主たる 事務所の所在地	尾 鷲 市 朝 日 町 12-30	尾 鷲 市 南 陽 町 1-3	令和 7 年 3 月 20 日	
倉本たかひろ後援 会	倉 本 崇 弘	代表者 主たる 事務所の所在地	岩 澤 宣 之 桑名市陽だまり の丘六丁目 646	小 倉 裕 司 桑名市大山田 四丁目 18-16	令和 7 年 2 月 1 日	
福実現党鈴鹿後援 会	渡 辺 義 幸	会計責任者	西 頭 知 沙	林 洋 甫	令和 6 年 12 月 21 日	
小島とも子後援会	山 門 真	主たる 事務所の所在地	津市万町津 173	津市桜橋二丁目 142	令和 7 年 4 月 4 日	
小林正人後援会 (正心会)	小 林 正 人	主たる 事務所の所在地	鈴 鹿 市 国 府 町 1634-7	鈴鹿市野町東二 丁目 3-15	令和 7 年 2 月 1 日	
品川幸久後援会	品 川 幸 久	代表者	品 川 幸 久	中 野 義 郎	令和 7 年 3 月 5 日	
田中千福後援会	若 林 茂 樹	代表者	若 林 茂 樹	中 川 文 博	令和 6 年 4 月 1 日	
中部電力労働組合 政治連盟三重総支 部	山 本 和 典	主たる 事務所の所在地	津市丸之内 2-21	津市丸之内 7-18	令和 7 年 3 月 3 日	
中村功後援会	中 村 功	代表者	中 村 功	梅 谷 隆 継	令和 7 年 3 月 18 日	
中村こうじ後援会	島 田 通	主たる 事務所の所在地	鳥羽市安楽島町 1352-37	鳥羽市安楽島町 697-15	令和 6 年 10 月 1 日	
日本薬業政治連盟	新 美 勝 久	代表者	新 美 勝 久	藤 井 泰 浩	令和 7 年	

三重県支部					4 月 1 日
翼く三重の会	山 本 和 典	主たる事務所 の所在地	津市丸之内 2-21	津市丸之内 7-18	令 和 7 年 3 月 3 日
三重県電力総連政 治活動委員会	山 本 和 典	主たる事務所 の所在地	津市丸之内 2-21	津市丸之内 7-18	令 和 7 年 3 月 3 日
森はるか後援会	森 遥 香	代表者	森 遥 香	結 城 遥 香	令 和 7 年 1 月 12 日
渡辺さとみ後援会	伊 藤 徳 正	会計責任者	渡 辺 仁 美	佐 藤 正 信	令 和 7 年 3 月 14 日

三重県選挙管理委員会告示第 21 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 5 月 9 日

		三重県選挙管理委員会委員長		中 西 正 洋
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考	
あなたと桑名をつくる会	伊 藤 幸	令和 7 年 3 月 10 日		
中村こうじ後援会	島 田 通	令和 6 年 12 月 31 日		
堀川かつよし後援会	堀 川 勉 良	令和 7 年 3 月 25 日		
ほりばた脩後援会	森 勝 之	令和 6 年 12 月 31 日		

三重県選挙管理委員会告示第 22 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 5 月 9 日

		三重県選挙管理委員会委員長		中 西 正 洋
資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧 異動年月日
倉 本 崇 弘	倉本たかひ ろ後援会	主たる事務 所の所在地	桑名市陽だまり の丘六丁目 646	桑名市大山田四 丁目 18-16 令和 7 年 2 月 1 日
小 林 正 人	小林正人後 援会（正心 会）	主たる事務 所の所在地	鈴鹿市国府町 1634-7	鈴鹿市野町東二 丁目 3-15 令和 7 年 2 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 23 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

令和 7 年 5 月 9 日

		三重県選挙管理委員会委員長		中 西 正 洋
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
池 田 耕 治 後 援 会	池 田 耕 治	本 田 麻 由	三重郡朝日町柿 1423	
川 崎 と し や 後 援 会	川 崎 俊 哉	川 崎 晃 美	四日市市松本三丁目 1-11	
チ ャ ム 三 重	片 山 愛 里	片 山 愛 里	四日市市東阿倉川 808-3	
山 下 こ う じ 後 援 会	山 下 晃 治	山 下 恵 治	鳥羽市安楽島町 1075-89	

三重県選挙管理委員会告示第 24 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 2 条第 7 項の規定に基づき、参議院選挙区選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

令和 4 年三重県選挙管理委員会告示第 26 号は、廃止します。

令和 7 年 5 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称		回数
テレビジョン放送	三重テレビ放送株式会社	3
ラジオ放送	東海ラジオ放送株式会社	1

三重県選挙管理委員会告示第 25 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 8 条第 7 項の規定に基づき、第 27 回参議院選挙区選出議員選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めます。

令和 7 年 5 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

日本放送協会及び三重テレビ放送株式会社

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項の規定による令和 7 年度三重県登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 試験日時

令和 7 年 9 月 3 日（水） 午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

2 試験会場

津市産業・スポーツセンター メッセウイング NHW（メッセウイング・みえ）
津市北河路町 19-1

※ 試験会場に関するお問い合わせについては薬務課薬事班（059-224-2330）へお願いします。

3 試験内容

(1) 試験は多肢択一式による出題でマークシート方式

(2) 試験項目と問題数

前半（午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで）

医薬品に共通する特性と基本的な知識 20 問

主な医薬品とその作用 40 問

後半（午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

人体の働きと医薬品 20 問

薬事関係法規・制度 20 問

医薬品の適正使用・安全対策 20 問

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 登録販売者試験受験申請書 1 部

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽、正面、上半身像のものであって、縦 4.5 c m、横 3.5 c m のも

ので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(2) 受験申請書の提出先

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）

(3) 受験申請書の受付期間

令和7年6月9日（月）から同月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします（ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。）。

なお、郵送の場合は、令和7年6月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験手数料

15,000 円の三重県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書提出後は返還しません。

5 合格発表

令和7年10月17日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。

また、当日中に三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

なお、電話・メールによる照会には応じませんが、受験者全員に合格者受験番号一覧を郵送します。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年5月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
株式会社三重コンバイン	津市	津市栗真小川町字山脇 1787 ほか 16 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年5月9日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年5月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

雲出川土地改良区連合（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）

退任理事

津市高茶屋 4 丁目 38-20

松阪市曾原町 1892-30

津市一志町八太 1646-1

〃 白山町南家城 1538-1

〃 一志町石橋 255

〃 〃 井生 1353-3

退任監事

津市新家町 1650

松阪市甚目町 518

津市一志町高野 1153-2

就任理事

津市高茶屋 4 丁目 38-20

松阪市曾原町 1892-30

津市一志町八太 1646-1

〃 白山町南家城 1538-1

〃 一志町石橋 255

佐 藤 研 一

伊 藤 正 利

守 山 孝 之

岩 崎 芳 和

松 田 正 美

中 山 幸 則

薄 井 俊 信

山 際 薫

田 中 竹 次

佐 藤 研 一

伊 藤 正 利

守 山 孝 之

岩 崎 芳 和

松 田 正 美

〃 〃 井生 1353-3
 就任監事
 津市高茶屋小森町 1233
 松阪市甚目町 518
 津市白山町南家城 370-1

中 山 幸 則
 北 山 幹 雄
 山 際 薫
 中 西 慶 徳

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、雲出川土地改良区連合（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 5 月 12 日から同年 12 月 15 日まで
- 3 作業地域
度会郡玉城町中角、同町山岡、同町宮古及び同町岡出

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 4 月 21 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
志摩市磯部町築地

人 事 委 公 告

令和 7 年度三重県職員採用候補者 A 試験を次のとおり実施します。

令和 7 年 5 月 9 日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

1 試験区分及び採用予定数

試 験 区 分		採用予定数
一般行政分野	行 政 I	約 40 名
	行 政 II	約 8 名
福 祉 分 野	福 祉 技 術	約 2 名
環 境 分 野	環 境 化 学	約 2 名
自 然 分 野	農 学	約 9 名
	畜 産	約 2 名
	林 学	約 4 名
	水 産	約 2 名
工 学 分 野	総 合 土 木	約 12 名

	建 築	約 1 名
	電 気	約 2 名
	機 械	約 1 名
健康衛生分野	薬 剤 師	約 2 名
	保 健 師	約 5 名
	管理栄養士	約 2 名
	警察保健師	約 1 名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等において、事務又は技術的業務に従事します。

（「警察保健師」については、三重県警察本部において、技術的業務に従事します。）

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

試験区分「行政Ⅰ」「行政Ⅱ」については次の(1)又は(4)に該当し、かつ次の(6)の資格を満たす人、試験区分「薬剤師」については次の(2)又は(5)に該当し、かつ次の(6)の資格を満たす人、その他の試験区分（「行政Ⅰ」、「行政Ⅱ」、「薬剤師」以外）については次の(3)又は(4)に該当し、かつ次の(6)及び(7)の資格を満たす人が受験できます。

(1) 平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人

(2) 平成 3 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた人

(3) 平成 3 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人

(4) 平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和 8 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(5) 平成 14 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次に掲げるもの

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和 8 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(6) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

(7) 日本の国籍を有する人（試験区分「建築」又は「警察保健師」に限ります。）

5 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験及び専門試験（「行政Ⅱ」を除きます。）

(2) 試験日

令和 7 年 6 月 15 日（日）

(3) 試験会場

三重県立津高等学校（津市新町 3 丁目 1-1）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について、次により行います。

(1) 試験種目

論文試験、プレゼンテーション試験（「行政Ⅱ」に限ります。）及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和 7 年 7 月中旬から同年 8 月上旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL: <https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和7年5月9日（金）から同月29日（木）正午までとします。

なお、令和7年5月29日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者A試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和8年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和7年度三重県職員採用候補者B試験を次のとおり実施します。

令和7年5月9日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
工学分野	総合土木	約2名

2 職務内容

知事部局、企業庁等において技術的業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する人が受験できます。

- (1) 平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験及び専門試験

(2) 試験日

令和7年6月15日（日）

(3) 試験会場

三重県立津高等学校（津市新町3丁目1-1）

6 第2次試験

第1次試験合格者について、次により行います。

(1) 試験種目

論文試験及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和7年7月中旬から同年8月上旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL: <https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和7年5月9日（金）から同年5月29日（木）正午までとします。

なお、令和7年5月29日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者B試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和8年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

選 管 公 告

令和7年7月28日任期満了に伴う参議院選挙区選出議員選挙の立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

令和7年5月9日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

- 1 日時 令和7年6月19日（木）午後2時
- 2 場所 津市広明町13番地
三重県庁講堂

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年5月9日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和13年9月30日（火）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定

める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年5月22日（木）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 技術提案書の作成について

- (1) 調達システム上の当該案件に係る添付ファイル「提案書記入要領」の（別紙3）提案書記載依頼事項に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、11部（正本1部、副本10部）とします。
- (3) 原稿サイズはA4とし、両面使用により頁数は60ページ（30枚）までとしてください。また、A4型2穴フラットファイル等で製本にしてください。
- (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおりに編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、6の技術提案書聴取会においても同様とします。
- (7) その他必要事項については、調達システム上の当該案件に係る添付ファイル「提案書記入要領」によるものとします。

6 技術提案書聴取会の実施について

調達システム上の当該案件に係る添付ファイル「落札候補者決定基準」の（別紙1）提案書評価表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者は必ず出席をお願いします。

なお、詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

- (1) 入札事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部県土整備財務課経理1班 担当 渡邊
電話 059-224-2653 ファクシミリ 059-224-2415
- (2) 契約事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部技術管理課情報化班 担当 大野
電話 059-224-2208 ファクシミリ 059-224-3290
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年6月19日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 調達システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年5月30日（金）17時までに調達システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年5月30日（金）17時までに通知書を発送します。

(6) 技術提案書等の提出日時及び場所

ア 日時 令和7年5月30日（金）から同年6月5日（木）12時まで

イ 場所 (1)の入札事務担当所属

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

令和7年6月13日（金）予定

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、6の本件担当予定者を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年6月19日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年6月19日（木）15時

なお、入札書は令和7年6月10日（火）から同月19日（木）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部県土整備財務課経理1班

案件名 三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和7年6月19日（木）15時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部県土整備財務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に(1)の入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Updating, maintenance and administration of the Mie Prefectural Government's electronic procurement system

(2) Submission of Proposal:

Paper proposal submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between Friday, May 30, 2025 and 12:00 noon. on Thursday, June 5, 2025.

(3) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, June 19, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, June 10, 2025 and 3:00 P.M. on Thursday, June 19, 2025.

(4) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Thursday, June 19, 2025.

(5) Managing Authority:

ICT Group, Technology Management Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government.

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2208 FAX:059-224-3290

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価については、調達システム上の当該案件に係る「落札候補者決定基準」の（別紙 1）提案書評価表に基づき提案内容の評価し、提案内容に対する評価点（以下「技術評価点」といいます。）を与えます。

(3) 合計点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

「技術評価点の業務システム」が高い者を落札候補者とします。また、「技術評価点の業務システム」が同じ場合には、「入札価格」が低い者を落札候補者とします。

ウ 「入札価格」が同じ場合は、当該入札者間で調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

$$\text{「価格評価点」} = 250 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（円）

※ 令和 7 年度から令和 13 年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額（円）

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行います。

※ 有効数字は、小数点以下 2 桁までを有効とし、小数点以下 3 桁目で四捨五入します。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

次のとおり大分類を設定します。

ア 業務システム：業務の理解度、基本的な考え方及びソリューション

イ システム基盤：機能を実現するためのシステムの構成及びソリューション

ウ 設計開発：入札者の設計開発能力に係る部分

エ 運用保守：入札者の運用保守能力に係る部分

(2) 配点方法

「技術評価点」の満点を 500 点として、次のように上記ア～エ単位に点数を配点します。

＜配点設定＞

ア 業務システム：125 点（評価項目数：8 項目）

イ システム基盤：125 点（評価項目数：4 項目）

ウ 設計開発：125 点（評価項目数：12 項目）

エ 運用保守：125 点（評価項目数：5 項目）

(3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1 から 7 までの項目加重点を評価項目ごとに設定します。

(4) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は 0～5 点とします。

ア 特に優れたレベルの提案は「5 点」とします。

イ 優れたレベルの提案は「4 点」とします。

ウ 標準的なレベルの提案は「3 点」とします。

エ やや劣ったレベルの提案は「2 点」とします。

オ 劣ったレベルの提案は「1 点」とします。

カ 記述のないものは「0 点」とします。

キ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点を行います。

「項目評価点」は、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とします。

※ 有効数字は小数点以下 2 桁までを有効とし、小数点以下 3 桁目で四捨五入します。

(5) 「技術評価点」の計算

「技術評価点」は、以下の式で求めた調整後項目評価点の合計とします。

調整後項目評価点＝項目加重点×項目評価点

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としませんが、下記の(1)及び(2)の要件を満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、調達説明書（仕様書）の 3 で示した評価基準額以内であること、かつ、調達説明書（仕様書）の様式 1「入札金額内訳書」により提案された各年度別価格が、調達説明書（仕様書）の 10（5）で示した年度別の支払限度額以内であること。

※ 上記に記載した金額は、全て消費税抜きの額とします。

年度別支払限度額（税抜）

令和 7 年度 176,237,600 円

令和 8 年度 152,436,556 円

令和 9 年度 153,812,313 円

令和 10 年度 153,812,313 円

令和 11 年度 153,812,313 円

令和 12 年度 153,812,313 円

令和 13 年度 76,906,156 円

- (2) 調達システム上の当該案件に係る添付ファイル「落札候補者決定基準」の（別紙 1）「提案書評価表」の評価項目のうち、下表の全ての評価項目について、項目評価点が 3 点以上であること。

欄	大分類	評価項目
ア	業務システム	(3)機能構成及び必須機能要件
イ	システム基盤	(1)システム構成
イ	システム基盤	(2)可用性・信頼性 項目2
イ	システム基盤	(3)セキュリティ
ウ	設計開発	(2)開発スケジュール
ウ	設計開発	(6)開発体制
エ	運用保守	(2)運用管理業務 項目1
エ	運用保守	(2)運用管理業務 項目2

- (3) 「価格評価点」と「技術評価点」の比率は1:2とします。
- (4) 入札者の獲得する「総合点」は「価格評価点」と「技術評価点」の合計とします。
- 総合点 750 点 = 「価格評価点 250 点」 + 「技術評価点 500 点」

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年5月9日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- 1 特定役務の名称 令和7年度三重県立特別支援学校西日野にじ学園児童生徒輸送業務
- 2 担 当 部 局 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和7年3月4日
- 4 落 札 者 三重県津市中央1番1号
三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明
- 5 落 札 金 額 入札価格 49,199,000 円
契約金額 54,118,900 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和7年1月21日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年5月9日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- 1 特定役務の名称 令和7年度三重県立杉の子特別支援学校スクールバス運行業務
- 2 担 当 部 局 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和7年3月4日
- 4 落 札 者 三重県津市中央1番1号
三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明
- 5 落 札 金 額 入札価格 29,400,000 円
契約金額 32,340,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和7年1月21日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年5月9日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- 1 特定役務の名称 令和7年度三重県立くわな特別支援学校児童生徒輸送業務
- 2 担 当 部 局 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和7年3月4日
- 4 落 札 者 三重県津市中央1番1号
三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明
- 5 落 札 金 額 入札価格 29,335,000 円
契約金額 32,268,500 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和7年1月21日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重

県規則第 84 号) 第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 9 日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

1 入札に付する事項

(1) 案件名

テレワークシステム回線契約

(2) 契約の特質等

本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和 13 年 1 月 31 日（金）まで

イ 回線開通期限

令和 7 年 12 月 1 日（月）

ウ 運用期間

令和 8 年 2 月 1 日（日）から令和 13 年 1 月 31 日（金）まで

(4) 履行場所（納入場所）

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部情報管理課

※ 履行場所の詳細は、競争入札参加資格確認申請をした希望する者に別途示します。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(4)の機器等リスト（別紙 2）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に定める総務大臣の登録を受けている事業者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書及び(4)に掲げる機器等リストを令和 7 年 5 月 26 日（月）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)（最終版）、(5)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 機器等リスト（別紙2）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクのおそれがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器確認に2～3週間を要する見込みです。

- (5) 2(2)エに関する登録を受けている事業者であることが分かる書類の写し
- (6) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 廣森
電話 059-222-0110（内線）2264 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年6月23日（月）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年6月19日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年6月19日（木）17時までに通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年6月23日（月）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年6月23日（月）14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 テレワークシステム回線契約入札書在中

- (7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年6月23日（月）14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

- (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によりします。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Service Contract of Telecommunications line for Telework system

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, June 23, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Monday, June 23, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, June 23, 2025.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2264)

FAX:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
